

令和6年7月31日時点で実施している「土石の堆積」は、届出が必要です。

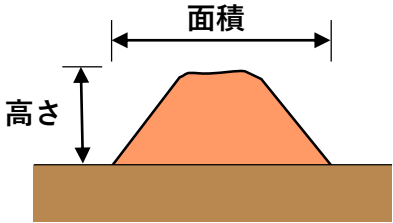
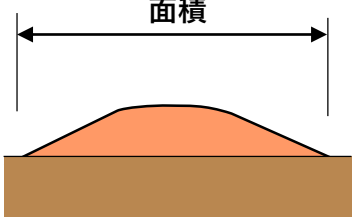
盛土等に伴う災害を防止し、市民の生命及び財産の保護を図るため、令和5年（2023年）5月26日に施行された「宅地造成及び特定盛土等規制法」につきまして、**令和6年（2024年）7月31日に、市内全域を宅地造成等工事規制区域に指定**し、運用を開始します。

運用開始時点で「一時的な土石の堆積」を実施している場合は、令和6年7月31日（水）～令和6年8月21日（火）の期間に、土石の堆積に関する届出書の提出が必要です。
下記届出対象を実施している場合は、まちなみ整備部開発審査課へ届出をお願いします。

届出対象となる規模

■一時的な土石の堆積

例：土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	最大時に堆積する高さが 2m超 かつ 面積が 300㎡超 となるもの	最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの
イメージ図		

【届出書類について】

項 目	概 要
1. 届出書	・土石の堆積に関する工事の届出書（様式第16号）
2. 位置図	・縮尺、方位、道路及び目標となる地物
3. 地形図	・縮尺、方位及び土地の境界線、等高線（2 m）
4. 土地利用 平面図	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置 ・柵その他これに類するものを設置する位置 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容
5. 写 真	土石の堆積を行っている土地及び周辺の状況を明らかにする写真

※届出された内容は、インターネット等で公表します。